

【裏面には「国民健康保険」の案内があります】

年金

産前産後期間の国民年金 保険料が免除されます！

免除制度の内容

2026年10月からは、子を養育する国民年金第1号被保険者（父母ともに）について、その子が1歳になるまでの期間の国民年金保険料免除措置が創設されます。
※手続きなどの詳細は、分かり次第市のHPに掲載します。



対象となる方

出産予定日または出産日が2019年2月1日以降の第1号被保険者

第1号被保険者とは、20歳以上60歳未満の自営業者、農林漁業者、学生、無職の人などです。

出産とは、妊娠85日（4か月）以上の分娩（死産、流産、早産、人工中絶を含む）をいいます。

制度の特徴

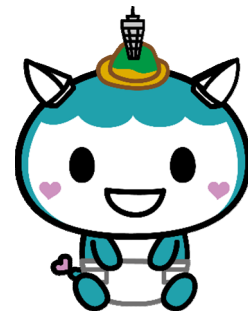
- 「保険料が免除された期間」も保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます
- 2019年2月1日以降の出産であれば、出産後の届出はいつでも可能です。
- 現在、申請免除制度を利用されている方も手続きが必要です。
- 産前産後期間の保険料を前納している場合、全額還付（返金）されます。
- 産前産後免除期間は付加保険料が納付できます。

対象期間

出産予定月または出産月の前月から4か月間

（多胎妊娠の場合は出産予定月または出産月の3か月前から最大6か月間）

例：2026年5月単胎出産の場合は、4～7月が免除対象期間



必要書類

- ① 国民年金被保険者関係届（申出書）
保険年金課もしくは市民センター（藤沢・村岡を除く）にあります。
日本年金機構のホームページからダウンロードもできます。
- ② 母子健康手帳等の出産予定日または出産日が確認できるもの
出産後、市町村で確認できる場合は不要です。
（別世帯の子の場合、出生証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類が必要です。）
郵送で提出する場合は、表紙（名前がわかるページ）と出産予定日が確認できるページのコピーを添付してください。
- ③ マイナンバーカード等本人確認ができるもの

届出方法

- 保険年金課、市民センター（藤沢・村岡を除く）、年金事務所のいずれかに届出をしてください。
出産予定日の6か月前から届出ができ、郵送でも手続き可能です。
- マイナポータルから電子申請もできます。

産前産後の免除制度についての詳細は右記二次元コードからご確認いただけます！

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/honen/kurashi/hoken/nenkin/hokenryo/sanzensango.html>



【問い合わせ・郵送先】

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所保険年金課 国民年金担当
電話：0466-50-3521（直通） 受付時間：平日午前8時30分～午後5時